

各 位

玉軸受等に対して課する報復関税について

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 238 号)が公布されましたので、お知らせします。なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1. 対象品目に対して課する税率(一般の関税のほかに課する追加関税の税率)が、以下のとおり改正されます。

	税番	品名	税率
1	7222.11	ステンレス鋼の棒	17.4%
2	7222.20	ステンレス鋼の棒	17.4%
3	7222.30	ステンレス鋼の棒	17.4%
4	7304.59の2	鉄鋼製の管及び中空の形材	17.4%
5	8482.10	玉軸受	17.4%
6	8482.20	円すいころ軸受	17.4%
7	8482.40	針状ころ軸受	17.4%
8	8482.50	円筒ころ軸受	17.4%
9	8482.80	その他のころ軸受	17.4%
10	8482.91	玉軸受及びころ軸受の部分品(玉、針状ころ及びころ)	17.4%
11	8482.99	玉軸受又はころ軸受の部分品(玉、針状ころ及びころ以外のもの)	17.4%
12	8483.30	軸受箱(玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。)及び滑り軸受	17.4%

(アメリカ合衆国(プエルトリコを含む。)を原産地とするものに限る)

2. 適用期限が平成 26 年 8 月 31 日まで延長となります。
3. 本政令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行されます。
4. 関係する政令等については、税関ホームページを参照願います。

〔問合せ先〕

業務部通関総括第 1 部門(手続関係) Tel03-3599-6337  
業務部総括原産地調査官(原産地認定関係) Tel03-3599-6527